

全部改正：防運事第 9 2 4 4 号
2 1 . 7 . 3 1
一部改正：防運事第 1 5 3 1 0 号
2 3 . 1 2 . 2 2 号
一部改正：防運事第 7 5 8 1 号
2 6 . 5 . 3 0
一部改正：防運事第 1 1 2 2 8 号
2 6 . 7 . 2 5
一部改正：防官文（事）第 1 8 号
2 7 . 1 0 . 1
一部改正：防統幕（事）第 6 2 号
令和 4 年 3 月 1 7 日
一部改正：防統幕（事）第 2 9 7 号
令和 6 年 7 月 1 6 日
一部改正：防統幕（事）第 1 2 2 号
令和 7 年 3 月 2 4 日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察官
各地方防衛局長

事務次官

防衛省災害対策本部の設置について（通達）

標記について、下記のとおり改正されたので、遺漏のないよう措置されたい。

記

別紙「防衛省災害対策本部設置運営要領」の一部を改正する。

添付書類：別紙

防衛省災害対策本部設置運営要領

第1 目 的

この要領は、緊急事態に際しての防衛大臣の補佐態勢に関する訓令（令和7年防衛省訓令第31号）第3条の規定により設置される防衛省災害対策本部（以下「本部」という。）の構成、運営要領その他必要な事項を定める。

第2 本部設置手続

- 1 防衛大臣は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項の規定により非常災害対策本部が内閣府に設置された場合、又は同法第28条の2第1項の規定により緊急災害対策本部が内閣府に設置された場合、若しくは特に必要があると認める場合には、本部の設置を決定し、部内外の関係者及び関係機関にその旨通知する。
- 2 本部の名称は、「防衛省〇〇災害対策本部」と称するものとし、本部は防衛省市ヶ谷庁舎（原則として第1省議室）に設置する。

第3 本部の構成

- 1 本部は、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、事務次官、防衛審議官、官房長、各局長、衛生監、施設監、報道官、各幕僚長、情報本部長、防衛装備庁長官その他防衛大臣が別に示す者並びに本部事務局をもって構成する。
- 2 本部事務局は、事務局長、事務局次長（総務）、事務局次長（運用）、事務局次長補佐及び事務局員により構成する。
 - （1）事務局長は、統合幕僚長をもって充てる。
 - （2）事務局長は、本部長の命を受け局務を統括する。
 - （3）事務局次長（総務）は、防衛省の危機管理対応の支援に関することを総括整理する大臣官房審議官をもって充てる。
 - （4）事務局次長（総務）は、事務局長を助け、総務に係る局務に関し事務局長を補佐する。
 - （5）事務局次長（運用）は、統合幕僚監部統合幕僚副長をもって充てる。
 - （6）事務局次長（運用）は、事務局長を助け、情報及び運用に係る局務に関し事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職務を代行する。
 - （7）事務局次長補佐は、統合幕僚監部運用部長をもって充てる。
 - （8）事務局次長補佐は、事務局次長を助け、局務に関し事務局次長を補佐する。
 - （9）事務局員は、「防衛省災害対策本部事務局員名簿」（別表1）に掲げる者とする。
 - （10）本部事務局に班を設け、事務局員をこれに配置する。班の名称、員数及び事務分掌については、「防衛省災害対策本部事務局における班の構成及び事務分掌」（別表2）のとおりとする。

- (1 1) 事務局長は、事態の推移に応じ、必要と認める場合は、省内各部局に対し、前号の要員に加え所要の要員の派遣を要請することができる。
- (1 2) 本部事務局は、統合幕僚監部シチュエーションルーム又は統合幕僚監部第1大会議室に設置する。
- 3 現地に災害対策本部を設置する場合の当該本部の構成、運営要領等については、その都度、防衛大臣が別に示すものとする。

第4 本部事務局の運営

- 1 本部事務局は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 自衛隊が実施する災害応急対策に係る方針案の立案、計画・命令等の作成、その他の補佐活動の総合調整を行うこと。
 - (2) 災害の状況、自衛隊の災害応急対策の実施状況等に関する情報を収集、分析、整理し、報告、広報のための資料を作成すること。
 - (3) 自衛隊が実施する災害応急対策に関し、部内の連絡調整を行うこと。
 - (4) 部外関係機関との連絡調整を行うこと。
- 2 事務局長は、前項の事務を行うに当たっては、大臣官房長、防衛政策局長、防衛省危機管理チーム長たる大臣官房審議官その他関係局長等と緊密に連携をとるものとする。

第5 本部事務局構成員の参集

- 1 本部事務局構成員は、参集の連絡を受けたとき、又は大規模な災害が発生した場合若しくは本部設置の事実を知ったときは、速やかに本部設置場所へ参集するものとする。
- 2 本部事務局構成員の自宅からの参集要領については、あらかじめ定めておくものとする。この場合、本部事務局構成員の参集に関し、自衛隊の部隊又は機関は、可能な限り、協力援助するものとする。

第6 防衛省地震災害警戒本部

- 1 防衛省防災業務計画第五-3の規定により設置される防衛省地震災害警戒本部の構成、運営要領その他必要な事項については、本要領を準用する。
- 2 防衛省地震災害警戒本部は、警戒宣言に係る地震災害が発生し防衛省災害対策本部が設置されたとき、又は警戒解除宣言が発せられたときに廃止されるものとする。

第7 雑 則

この要領に規定するもののほか、本部の設置・運営、本部構成員の参集要領、訓練の実施等必要な事項については、事務局長が別に定める。

防衛省災害対策本部事務局員名簿

(班 長)

総 務 班 長：統合幕僚監部参事官 情報・運用班長：統合幕僚監部運用部運用第2課長
--

(構成員)

大臣官房長が指定した者	4名
防衛政策局長が指定した者	2名
人事教育局長が指定した者	2名
整備計画局長が指定した者	2名
地方協力局長が指定した者	2名
統合幕僚長が指定した者	所定
陸上幕僚長が指定した者	所定
海上幕僚長が指定した者	所定
航空幕僚長が指定した者	所定
情報本部長が指定した者	所定
防衛装備庁長官が指定した者	1名
その他事務局長が指定した者	

別表 2

防衛省災害対策本部事務局における班の構成及び事務分掌

班 名	構 成 員	事 務 分 掌
総務班	班長：統合幕僚監部参事官 大臣官房長が指定した者 (2) 統合幕僚長が指定した者 (所定)	(1) 事務局間の連絡調整に関すること。 (2) 非常(緊急)災害対策本部及び関係部外機関との連絡調整に関すること。 (3) 情報・運用班の事務分掌に属さない事項に関すること。
	大臣官房長が指定した者 (1)	広報に関すること。
	大臣官房長が指定した者 (1) 防衛政策局長が指定した者 (1) 人事教育局長が指定した者 (2) 整備計画局長が指定した者 (3) 地方協力局長が指定した者 (1) 防衛装備庁長官が指定した者 (1)	(1) 大臣官房、各局及び防衛装備庁の所掌事務に関し、自衛隊が実施する災害応急対策の調整を行うこと。 (2) 大臣官房、各局の関係部課、地方防衛局及び防衛装備庁との連絡調整に関すること。
情報・運用班	班長：統合幕僚監部運用部運用第2課長 防衛政策局長が指定した者 (1) 統合幕僚長が指定した者 (所定) 陸上幕僚長が指定した者 (所定) 海上幕僚長が指定した者 (所定) 航空幕僚長が指定した者 (所定) 情報本部長が指定した者 (所定)	(1) 災害の状況、被害状況、部外機関の活動状況その他の情報に関すること。 (2) 自衛隊の災害応急対策の実施状況の把握及び災害応急対策の実施に関する調整を行うこと。 (3) 各幕の関係部課との連絡調整に関すること。